## 時間外労働 に関する協定届 休日労働

労働保険番号	都道府県 所掌 管轄	基幹番号	枝番号被一括事業は	易番号
法人番号				

様式第9号の4(第70条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間				
divina ne (abresa				( <del>T</del> )								
								(電話	番号: -	- )		
							延長することができる時間数					
時間		時間外労働 必要のある	¥核(I) 抽细		労働者数 ( <sup>満18歳</sup> (以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日 お定労働時間を超える時間数 超える時間数 (任意)		1 箇月 ( については 45 時間まで、 については 42 時間まで) 所定労働時間を 数法定労働時間を超える 時間 数 超える時間 数 (任意)		1年( については360時間まで、 については320時間まで) 起算日 (年月日) を法定労働時間を断定労働時間を 数超える時間数 超える時間数	
外労働	下記 に該当しない労働者											
	1年単位の変形労働時間制に より労働する労働者											
休日労	休日労働をさせる必要のある具体的事由			業務の種類	労働者数 (満 18 歳 (以上の者)	所定休日 (任意)			労働させることができる 法 定 休 日 の 日 数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
働												
│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │												
【医	<b>巻に従事する医師】</b>											
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年について960時間(B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師 又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師(当該指定に係る派遣に係るものに限る。)については1,860時間)以下でなければならないこと(ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について 、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し支えない。)。 □(チェックボックスに要チェック)												
1 箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が 100 時間以上となることが見込まれる場合、以下の措置を講ずること。 -												
	1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が 100 時間に到達する前に疲労の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行うこと(A水準医療機関で勤務する医師で疲労の蓄積が認められない場合は、100 時間以上となつた後での面接 指導でも差し支えない。)。また、面接指導を行つた医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること。											
	1 箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が 155 時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと。										要チェック )	
協定	の成立年月日 年	月 日										
協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 氏名												

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

□(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

年 月 日

使用者 職名 氏名

労働基準監督署長殿

-----

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(

## 様式第9号の4(第70条関係)(裏面)

(記載心得)

- 1 「劉豹の種類」の欄には、時間外労働又は木田労働をさせる必要のある劉務を具体的に記入し、労働基準法第36条第61項第1号の健康上特に有害な劉豹について協定をした場合には、当該劉務を他の劉毅と区別して記入すること。なお、劉豹の種類を記入するに当たつては、劉毅の区分を細分化することにより当該劉教の範囲を明確にしなければならないことに経覚すること。
- 2 「労働者数(満18歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たつては、次のとおりとすること。時間数は労働基等法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間(以下「法定労働時間」という。)を超える時間数を記入すること。
- (1)「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
- (2)「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数と併せて記入することができる。
- (3)「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
- 4 上記3について、同欄に記入する時間数にかかわらず、医業に従事する医師以外の者については、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100 時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80 時間を超えた場合には労働基準お違反(同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金)となることに留意すること。また、医業に従事する医師については、同欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100 時間以上となつた場合(労働基準お施づ規則第60条の3第2項第2号から第4号まで又は医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令第3条第1項第2号から第4号までに規定するところにより面接指導等を行つた場合(A水準医療機関で重勝する医師については事後の面接は導を行った場合も含む。)を除く。)及び1年について900時間(B水準医療機関で重勝する医師について当事権の面接は導を行った場合も含む。)を除く。)及び1年について900時間(B水準医療機関をしくはて水準医療機関にあいて当該指定に係る業務に従事する医師又は重携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師(当該指定に係る派遣に係るものに限る。)については1,800時間)を超えた場合には労働基準お違反(同法第141条第5項の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金)となることに留意すること。
- 5 の欄よ 労働基等去第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形 労働・計制により労働する者に限る。)について記入すること。なお、延長することができる時間の上限はの欄の労働者より も規い(1箇月42時間、1年320時間)ことに留意すること。
- 6 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日(1週1休又は4週4休であることに留意すること。)に労働させることができる日数を記入すること。
- 7 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の4割」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて 労働させることができる日の始業及び終業の4割を記入すること。
- 8(1) 労働基準去第36条第6耳第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」 とは、起算日をまたくケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックが31、場合には有効が3歳定とはならないにとに留意すること(医業に従事する医師 34条く。)
- (2) 「医業に従事する医師」とは、労働基準法第141条第1項に規定する医師をいうこと。
- (3) 医業に従事する医師についての労働時間の上限を遵守する趣旨のチェックボックスに係る記載近びに1箇月の時間外 労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上となることが見込まれる場合のチェックボックスに係る記載中の面 接替算及び健康確保のために必要な就業上の適切な措置とは、労働基準お断づ規則第69条の3第2項第2号から第4 号まで又は医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一条第二項の厚生労働省令で定 める時間等を定める省令第3条第1項第2号から第4号までに規定するものであること。
- (4) 1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間(医療お飯が規則に定める時間)を超えた場合に行うべき労働時間強縮のための具体がな措置は、医療お第108条第6項に規定する措置とすること。
- (5) 医業に従事する医師についてチェックボックスが設けられている項目のうち、該当する項目であるにもかかわらず、 チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないにとに留意すること。
- 9 「A水準医療機関」とは病院(医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう。)若しくは診療所(同条第2項に規定する 診療所をいう。)又は介護老人保健施設(介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)若しくは介護医療

- 院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)のうち医療法に基づく次のいずれの指定も受けていないものをいい、「B水準医療機関」とは医療法第113条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所を、「連携B水準医療機関」とは可法第118条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所を、「C水準医療機関」とは可法第119条第1項又は第120条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所を、「C水準医療機関」とは可法第119条第1項又は第120条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所をいうこと。
- 10 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基等お絶づ規則第6条の2第1項の規定により、労働基等お第44条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同志に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効が協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること
- 11 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
- 12 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

## (備考)

- 1 労働基等 お紙 守規則第24条の2第4項の規定により、労働基等 去第38条の2第2項の協定(事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定)の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括配書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括配書きすること。また、「協定の有效期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有效期間を括配書きすること。
- 2 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議判により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合を、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。」とあるのは「労使委員会の委員の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合により、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者により任期を定めて指名されていること。」と、「協定する」とあるのは「労使委員会の決議を行う」と、「協定」とあるのは「労使委員会の決議を行う」と、「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「の当事者である労働組合」とあるのは「をする委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」と、「の当事者である労働者」とあるのは「をする委員の半数について任期を定めて指名した者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」と、「の当事者である労働者」とあるのは「をする委員の半数について任期を定めて指名した者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」と、「の当事者である労働者」とあるのは「をする委員の手数に対した者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」と、「の当事者である労働者」とあるのは「海路」と、「総結」とあるのは「決議」と読み替えるものとする。ただし、本様式中「同式に規定する協定等をする者」の「協定」については読み替えを行わない。なお、委員の氏名を記入するに当たつては、同条第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においてはその労働組合がない場合においてはその労働組合がない場合においてはその労働組合がない場合においてはその労働組合がない場合においてはその労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること
- 3 労働・制管の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働・制管等以定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働・制管等以定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議判により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名されていること。」と、「協定する」とあるのは「労働・制管等以定改善委員会の決議を行う」と、「協定」とあるのは「労働・制制・とあるのは「労働・制管等以定改善委員会の決議を行う」と、「協定」とあるのは「労働・制管等以定改善委員会の決議を行う」と、「協定」とあるのは「労働・制管等以定改善委員会の決議」と、「の当事者である労働組合」とあるのは「をする委員の半数の推薦者である労働組合」と、「の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」とあるのは「をする委員の半数の推薦者である労働組合」と、「の当事者である労働者」とあるのは「をする委員の半数の推薦者である労働者」と、「締結」とあるのは「決議」と読み替えるものとする。ただし、本様式中「同法に規定する協定等をする者」の「協定」については読み替えを行わない、なお、委員の氏名を記入するに当たつては、指薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たつては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその 労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその 労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその 労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその 労働組合 労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその 労働組合 労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその 労働組合 労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員 の氏名を記入することに留意すること